

青森県報

号外第十一号

平成三十一年
三月四日
(月曜日)

目次

内水面漁場管理委員会

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
(海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局) …… 一
- コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) …… 四

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会第二号

第五種共同漁業権に係る平成三十一年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成三十一年三月四日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第六号	内共第七号	内共第八号	内共第十号	内共第十二号
追良瀬川	大童子川	赤石川	中村川	平滝沼	廻堰大溜池	前潟・沼・明神沼	十三湖・唐川
アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ フナ	コイ フナ	フナ ワカサギ	フナ ウグイ
種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上	種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上 ふ化放流 五百五十万粒以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三十 二号	野牛川	ウナギ コイ	種苗放流 四百尾(八キログラム)以上
内共第三十 一号	大畑川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(一二〇キログラム)以上
内共第三十 号	易国間川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 三箇所以上 種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上
内共第二十 九号	目滝川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(一二キログラム)以上
内共第二十 八号	川内川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 六箇所以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上
内共第二十 六号	野辺地川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 三箇所以上 種苗放流 一万二千尾(七二キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十 五号	野内川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 三箇所以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上
内共第二十 三号	合子沢川	ウグイ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 三箇所以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上

内共第三十 号	大沼	ウナギ ワカサギ コイ	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 上
内共第三十 四号	左京沼	ウナギ ワカサギ エビ コイ	種苗放流 千二百尾(二四キログラム)以上 上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上
内共第三十 五号	小老部川	ウナギ ワカサギ エビ コイ	種苗放流 千二百尾(二四キログラム)以上 上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上
内共第三十 六号	老部川	ウナギ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 六万尾(一二〇キログラム)以上
内共第三十 七号	老部川	ウナギ イワナ ヤマメ アユ	産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第三十 九号	高瀬川・市柳沼・田沼	ウナギ ワカサギ コイ フナ	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上 種苗放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上
内共第四十 一号	小川原湖・内沼・姉沼・花沼・切川	ウナギ フナ ウグイ	種苗放流 二千尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上

内共第四十 六号	新井田 川	アユ ウグイ ウナギ イワナ	種苗放流 一万三千尾(七八キログラム)以上
内共第四十 五号	馬淵川	アユ ヤマメ コイ	種苗放流 五万八千尾(三四八キログラム)以上 種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 六万四千尾(一二八キログラム)以上
内共第四十 四号	葛沼	ヒメマス	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上
内共第四十 三号	奥入瀬 川・明 神川	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ サクラマ ス	種苗放流 八万尾(四八〇キログラム)以上 種苗放流 十二万八千尾(二五六キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 四百尾(八キログラム)以上 産卵床造成 二十五箇所以上 種苗放流 五万尾(五〇〇キログラム)以上
内共第四十 二号	七戸川 戸川	ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
	砂土路 川・七 戸川	ワカサギ エビ	産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 三箇所以上

農内共第一 号	十和田 湖・奥 入瀬川	ヒメマス サクラマ ス(陸封 型)	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上
		コイ フナ エビ	種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成 十六箇所以上
		ウグイ	産卵床造成 十箇所以上
		ヤマメ コイ フナ イワナ	産卵床造成 二箇所以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
		ヤマメ	産卵床造成 二箇所以上
			種苗放流 一万九千尾(三八キログラム)以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マガイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成三十一年三月四日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上を考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」とい

う。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭